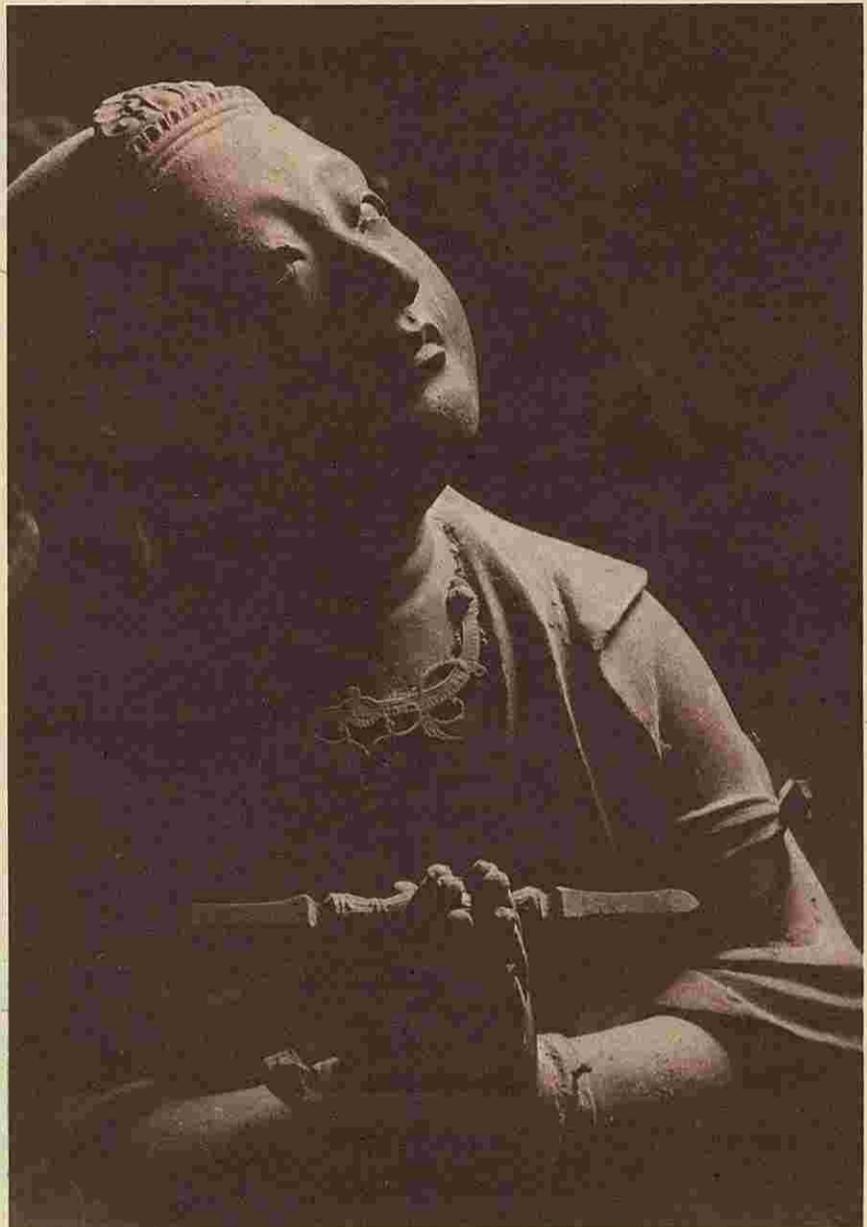




ほろびゆく文化遺産

樋口清之



い理解の賜で、私らとしては感謝にたえないが、しかし、今日の現実は本区においても、これだけでは安心できない客観情勢が切迫していることも同時に記憶しておくかなければならないのである。記録に登載された多数の路傍の石造物は、じつは、明日にも心なき者によって持ち去られるかもしれない危険の中に置かれている。住民の共同監視や理解はほとんどないに近い。急速な宅地化、とくに耐久建造物の基礎工事は、往々にして遺跡発見の動機になっているが、同時にそれは遺跡破壊の結果でもあるのである。もちろん本区も一層開発されなければならないが、その開発と矛盾する文化財保存との調和の基本体制が定められていない。

高度経済成長の陰に、かけがえない文化財が毎日のように闇から闇へとほろんでいく悲しい情報、私の胸を痛めて、すでに何年かむなしく過ぎ去った。当局の必死のPRも、一部有志の行政訴訟も、すべてをあざ笑うように、それは永遠に私らの視界から消え去っていく。貴重な歴史の証人であり、郷土発展の足あととでもいうべきそれらを、私ははたして単なる経済成長と差引きにこの世から消し去ってよいものだろうか。後世に、子孫からこれを非難されてなんと答えてよいだろうか、この現実を悲しむのはもちろん一人ではない。

しかし、現在の「文化財保護法」だけでは、いかんともしいしい、いまの行政措置だけでも限界がある。結局は、住民すべての自覚と自制によって自主的に、まずこれを守りぬく決意とそれを実行する具体的運動がなければ、やがて私は自己発展の足あとなき民族と化するよりほかに残すまい。

私たちの世田谷区は、すでに旧石器時代から、私らと直接血のつながる祖先の住んだ古い歴史を持つ

つ土地である。区内発見の、いわゆる先石器文化の石器がそれを証明している。さらにそれは、縄文土器文化へ、次いで弥生文化へと発展し、次の古墳時代には多数の古墳を残した。さらに、次の律令制社会では、その所属する葎原(郡)の名を押し付けた古瓦は、国分寺遺跡から多数出土している。平安時代には、世田谷の語源となった瀬田庄が文献にあらわれるし、中世以後は、ここで改めて述べまでもない著しい豪族の居館や社寺・街道を残した。いわば今日では、この地の歴史発展の証人である文化財はまだ多数残っているし、また未発見のものも存在の可能性も強い。近世に入ると無数の路標、石仏、石塔をはじめ、民家や古文書類、用具の類すらまだ残っている。世界第一の大都市東京の一部としては全く希有の文化財をよく残している地だといえる。

そのうえ、本区は他区に先駆けて郷土資料館をつくり、「代官屋敷」を保護して、その文化財保存の実を示してきた。とくに郷土資料館のごときは、全国に誇ってさしつかえない施設と収集資料を持っている。これは全く、区当局と代官大場家の深



ひぐち・きよゆき
國學院大学教授／
考古学／世田谷区
社会教育委員

世田谷には、遺跡、史跡が多数点在している。みんなで力を合わせ保護し、次の時代に引き継ぐ努力をしよう。写真：重要文化財「木造不動明王及八大童子九尊」のうち一、世田谷観音寺所蔵。

現在、本区に最も必要なことは、区民共同の自覚と責任において、これら文化財をかけがえのない貴重な文化遺産として保存する発想である。そのために、一の指針となるのは、区の「文化財保護条例」の制定とそれに基づく文化財保護運動の展開である。今にしてそれを言わねえと、きょうであればまだ保存し得るものを、明日には失って、結局、誇るべき本区の歴史の証人を抹殺してしまうことにならないともかぎらないのである。

第三回定例会 9/17 ↓ 9/26

第三次補正予算・自然災害救済条例など二十七件を可決

第三回定例会は、9月17日から26日までの十日間開かれ、区長提出議案二十七件をすべて賛成全員で可決した。

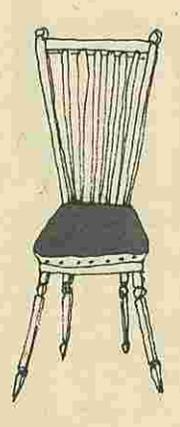
議案の内訳は、一般会計第三次補正予算、条例の新設一件、全面改正を含む条例の改正五件、工事請負契約八件、区道の認定・廃止十件、それに物品購入と和解報告である。

このほか、17日の本会議で、昭和四十九年度定期監査報告など報告九件が行われた。

- 一般会計第三次補正予算
二億九千九百八十八万八千円の追加補正。歳出のおもなものは、小中学校校舎・校庭整備と備品の充実費約七千八百万円、仮称葎原区民センター建設費約四千万円、道路や公共溝渠改良修繕費など約六千万円、それに全面改正した心身障害者福祉手当約二千二百万円などである。委員会審議では、物価対策や校舎などの雨漏り補修などに質疑、要望が行われた。なお、これで予算総額は、三億七千七百一十一万六千円になった。
- 自然災害による弔慰金支給・援護資金貸付条例
- 心身障害者福祉手当条例の全面改正
以上二件の記事は二ページに別掲
- 水防・応急業務従事者損害補償条例改正
補償基礎額・最高限度額などの引き上げ
- 母子心身小口資金貸付条例改正
貸付限度額を一万円から三万円にアップ
- 老人福祉手当条例改正
現行手当月額五千円を七千五百円に引き上げる。十月分から実施
- 新設に伴う公園条例改正
駒沢緑泉公園 駒沢三丁目一九一八。総面積一万一五一九・二二平方メートルのうち、一七七七・六八平方メートルを開発。全面完成は五十年になる。
- 下水道枝線工事請負契約 四件
代沢二丁目五丁目近 八八三〇万円 ㈱千代田工務店 工期50年2月24日
代田四丁目近 一億七〇四〇万円 会津工業 工期50年3月26日
北沢三丁目近 一億〇八四五万円 ㈱元木組東京支店 工期50年3月13日
梅丘一丁目近 一億三四七〇万円 浅野建設 工期50年2月24日
● 下馬保育園新築工事請負契約
工費 七四〇〇万円 藤田建設 鉄筋二階

- 小中学校校舎増改築工事請負契約 三件
松原小 一億三三〇〇万円 小野建設
塚戸小 一億八五五〇万円 ㈱協栄組
駒留中 一億五〇四〇万円 門脇建設
工期は50年7～8月
- 消火パケツの購入
6月の定例会で予算計上した消火パケツを十九万六千個(予定)購入する。契約単価は八九五円で購入予定額は一億七五四二万円。契約の相手方は㈱東急百貨店。今回は、一人世帯を除く各家庭に、11月末までに配達する予定。
- 土地賃借権の調停事件の和解(専決処分報告)
等々力三丁目七四一三の宅地九九一・七三平方メートルの借地権をめぐって争われていたものが48年に区が調停申立を行い、このほど、区が相手方に三億八千七百七二〇〇円を支払い、買い受けることで和解が成立。
- 報告 九件
○ 昭和四十九年度定期監査(教育委員会分・区役所分)
○ 昭和四十九年四月～六月分月出納検査
○ 開発公社の昭和四十八年度経営状況
○ 自動車事故・児童の傷害等事故の損害賠償額決定の専決処分報告
○ 区立保育園の環境保全に関する要望書二ページに内容別掲
- 区道の認定・廃止 十件

区分	所在地	延長(m)
認	上北沢五丁目50・51	92.00
	羽根木一丁目6・17	69.00
	代田三丁目23・24	108.00
	駒沢三丁目12・17	28.24
	玉堤一丁目20・26・27 玉堤二丁目3	487.00
	駒留四丁目24	66.00
定	成城二丁目19	70.20
	上祖師谷二丁目13	135.70
	南島山六丁目1～4	180.73
	粕谷一丁目7・8・9	169.00
廃止	粕谷一丁目7・8・9	△452.35
合 計		953.52



「自然災害救済条例」を新設

都内で「災害救助法」が適用された場合、死亡した人には弔慰金を支給、被害を受けた住宅には災害援護資金を貸付けます。今定例会で「災害弔慰金の支給および災害援護資金貸付けに関する条例」が可決成立した。

この条例は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象で、区民が被害を受けた場合に適用される。昨年9月に制定、ことし1月から施行された国の法律に基づいてつくった条例である。

その内容は、①区民が死亡したとき、その遺族に一人当たり五十万円を支給(ただし、故意または重大な過失の場合と警察などの補償がある場合は除く)、②世帯主が負傷したとき、または区内の住居が被災したときに災害援護資金として、二十万円から五十万円を限度に貸付ける(ただし、年間所得百五十万円以下の世帯)というもの。条例では、そのほか貸付金返還に関する規定も盛り込まれている。

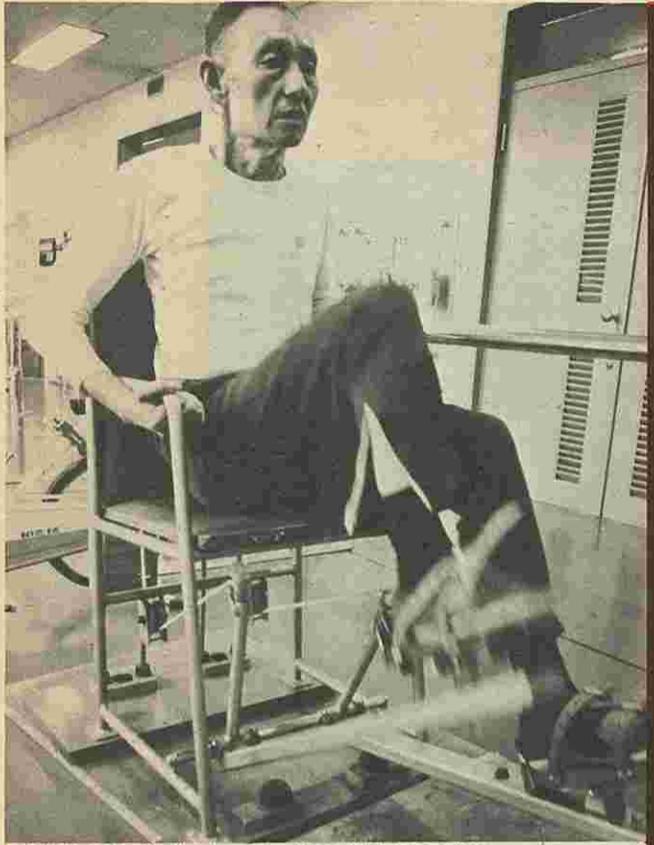
この条例案を審議した区環境委員会では、まず災害の範囲が問われ、「その他の異常な自然現象」とは何をいうのかが質問された。理事者は、「火山の爆発」たつまきなど、「災害救助法」で厚生大臣が認めたものであると答弁。また、援護資金が少ないとの要望に対しては、金融公庫の貸付け制度もあり、将来は本条例も徐々に改善すると答えた。店舗付住宅は適用されるが、専用店舗は適用しないとの説明があり、この点について理事者は、商品の損害には「災害応急小口資金」の貸付制度があると述べた。

委員会審議から

悪夢のような日を通りかかった狛江市民。災難は、いつ襲ってくるかわからない。写真=9月1日の大雨で被害を受けた狛江市猪方。(写真提供 クリエイティブ・ルームオオタ)



心身障害者福祉手当を最高八千円(月額)にアップ



機能障害回復に、今日もトレニングに励む渡辺義善さん(56)。写真=区立ひまわり荘で。

厚生委員会では、心身障害者福祉手当条例の全面改正議案を審議、全員賛成で可決した。

この条例は、3月の第一回定例会で成立した条例に、都が6月に制定した「心身障害者福祉手当に関する条例」をプラス、全部を改正するもの。

この手当は、①中度以上の精神者、②二級以上の身障者、③脳性麻痺または進行性筋萎縮症の人に支給されるもので、月額千円。前記該当者のうち、二十歳以上で、④他の手当を受けていない、⑤施設に入っていない、⑥一定の所得(単身世帯で月額二百四五千円)以下の人には月額五千円。また、この両方に該当する人は併給(六千円)となる。支払時期は、都条例に合わせ、例年4月、8月、12月に改正(特に区長が認めた場合は別)。条例の適用は10月かにならなっている。

委員会では、資格をどう判定するかを問われた。これに対し理事者は、精神者は「愛の手帳」、身障者は「身体障害者手帳」で、その他の場合は医師の診断書で判定すると答弁。さらに、所得の制限はあくまで本人の所得なので、この条例で該当するほとんどの人に適用となる。当区では月額五千円の受給者が約千六百人、千円の人約二千七百人であると説明した。

世田谷区の心身障害者の実態
区では、昨年、区内の心身障害者の実態調査を行った。それによると、身体に障害のある人は三二八〇人で、うち六割以上が肢体の不自由な人(児)である。また、精神障害者は一〇〇〇人で、中度の人が三割を占め、一番多い。両方の合計四三三〇人の全人口割合は〇・五七%、すなわち、千人に五、六人となっている。

身体障害の原因をみると、病気によるものが最も多く六〇・六%。ついで先天性のもの一六・八%、事故によるもの一一・五%の順になっている。また、身体障害者の男女別では、男が女の約二倍で、年齢的には四十〜六十歳が多い。

請願と陳情

9月26日の本会議で、各委員会の審査を終えた請願・陳情十六件が議決された。新規付託分は、二十九件。これで継続審査分は八十四件になった。

- 採択 四件
 - ◇世田谷信用金庫千歳船橋支店新築に関する請願
 - ◇羽根木公園施設整備に関する請願
 - ◇通学路の安全整備に関する請願(北島山九丁目一、九番先)
 - ◇信号機設置に関する請願(砧農協山野支店前)
 - 意見付採択 六件
 - ◇児童保育クラブ設置を要望する請願(桜・松丘・世田谷・桜丘小通学区域)
 - ◇再開発計画に関する請願(祖師谷地区)
 - ◇再開発計画反対に関する請願(祖師谷大蔵地区)
 - ◇建築公害防止に関する陳情(桜丘二丁目七番一、二号)
 - ◇蛇崩川遊歩道外灯花壇設備に関する請願
 - ◇呑川埋立後の上部利用に関する請願
 - 一部採択 一部不採択 一件
 - ◇児童福祉センター建設についての請願
 - 取下承認 三件
 - ◇学校食品用森永製品の即時使用中止等に関する請願
 - ◇老人福祉事業に関する請願(奥沢七丁目一八九番地)
 - 新規付託分 二十九件
 - ◇教育大・図書館短大跡地払い下げに関する請願
 - ◇老人の民営バス及び電車の無料利用に関する陳情
 - ◇老人福祉事業に関する陳情
 - ◇世田谷区の精神衛生対策の充実についての請願

意見書

要望書

区立保育園の環境保全に関する要望書
区立烏山北保育園隣接地に、都は公社住宅の建設計画を発表した。当区では、保育環境保全等の問題をまた話し合っている段階なので、計画案を強行することは地元には大きな影響を与える。当区議会でも再検討を望む請願を採択しており、この計画案を再度検討するよう強く要望する。

6月28日提出 9月17日議会報告
都知事・都住宅供給公社理事長・都都市計画審議会会長あて

「区長公選等実現記念二十三区民のつどい」に参加を!

(日時) 11月28日(休) 午後一時 場所 世田谷区民会館ホール
地方自治法が改正され、いよいよ来年から区の事務事業も拡充され、区長の選挙が行われます。そこで、世田谷区を含めた二十三区で、これまでの経過報告と今後の自治権拡充運動の進め方について大会を開きます。この運動をさらに盛り上げるために、区民の多数のご参加をお願いします。

下水道事業の計画を遅らせるな 自民党

質問 当区は下水道事業の促進については、これまでが全力をあげて主張してきた問題だ。国の総需要抑制策に対し、当区の実情を強く訴え、完成計画を絶対遅らせてはならない。その見直しをどう考えているか。

区長・助役 ブロックの下水道促進連合の会長でもあり、できるだけ努力する。国や都への要請は行う。56、57年度までは六十%ぐらい普及する予定だ。当区は分流式が多いので、雨水幹線も布設しなければならぬ。そのため現在はいきり即答できない。

質問 区長公選制に伴っての区政のあり方、事務事業の受入体制をどう考えているか。区長・助役 法改正の主旨に沿って、円滑適正に進めていく。具体的な問題については、これから検討を行う。

代表質問 一般質問

新しい区事務事業をPRせよ

質問 都からの事務移管について住民の意見を聞けないか。また、その内容を区民によくPRし、説明集をも開け(社会)。都のいいなりの事務移管をするな。職員を来春すっきり区に移せないのか(無所属)。区長・助役 都のいいなりには絶対しない。移管事務の細部が決まれば議会に説明する。住民の意見は聞けない。集会も困難だ。職員の意思もあるので、都区交流の道を残しておく。

質問 選挙の適正な啓発に区は努力したか。区長公選制の意義などをPRせよ。区議選の公報は必ず作成、配布せよ(社会)。選挙委員長「明るく正しい選挙の推進協議会」と協力して啓発を行っている。PRは行うが、公報発行はまだ結論が出ていない。質問 公法人の「土地開発公社」に切り替えを行ったが、区はこれを意欲的に活用す

質問 国道二四六号線の交通公害を都公安委員会に規制要請したことは高く評価する。その後の措置はどうなっているのか。区長 49年度中に交通規制を行うと表明した。また、高速道路には防音壁を設置することを決めている。

区民の声を区政に反映させよ 社会党

質問 住民参加への道を進めるためには、区政と区民とのコミュニケーションが前提となる。区長は今まで、議会だけの対話で十分だと表明しているが、区民の声を直接聞いて区政に反映させるべきだ。区長 公選実施の前に、住民自治をどう育ていくのか。

区長 住民参加を否定はしない。行政の主人は区民だ。その主人公である区民の行政参加は選挙であり、それ以後は議会が責任を持つべきと考える。区民からの要望は会合以外でもキャッチできる。区民全部との話し合いは起こりえないことだ。

質問 ガラス張りの区政、すなわち、区政公開の原則を実現させよ。区長は民主行政が未成熟だといっているが、そういう意味からも区政PRをもっと拡充すべきだ。区長 区政PRは(民社)。

助役 すぐ活用はできない。何を優先させていくかを検討し、将来は組織も改善して活発に運用させていく。

多摩川の浄化を積極的に行え

質問 中性洗剤の使用中止、小中学生による清掃などを呼びかけ、多摩川をきれいにする幅広い運動を率先して行え(自民)。主幹(多摩川浄化) 当区が呼びかけ、そのための集会を行った。今後も努力する。

質問 河川の自然保護対策を示せ(共産)。等々力溪谷の清流を取り戻せ。危険箇所や児童遊園施設の整備も怠るな(共産)。助役 川の原水がないのが悩みだが、多摩川の水を引き上げる方法を研究中だ。児童遊園地は私有地なので整備を要請する。危険箇所は応急措置をする。

質問 区の実情に合った「生活防衛条例」をつくり、区民の暮らしを守れ(社会)。区長 意義ある提案だ。区の場合はいろいろ準備が必要だが検討する。質問 自動車公害の対策と公害認定など政府・企業に強く要請せよ(共産)。公害の認

区長 区政を公表することは、理想論として異論はない。だが、区は完全自治体ではないので発表できないこともある。質問 区の部長の中には、「住民参加」を真剣に研究している人がいる、これを区政に生かすようはかるべきだ。区長 十分留意する。

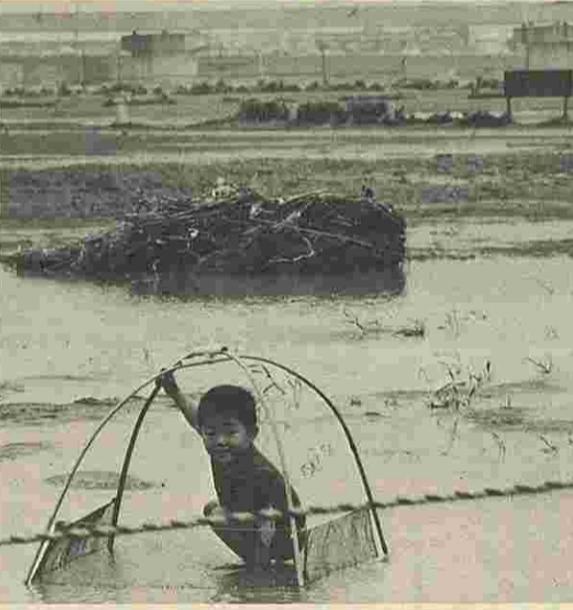
零細業者に「つなぎ資金」を融資せよ 共産党

質問 「物価高の秋」といわれるシーズンとなった。生活関係費の相次ぐ値上りはますます区民を打ちのめしている。区は「区民生活緊急対策本部」で何を検討したか。区内の零細企業者は、不況と諸経費のアップで倒産寸前だ。二三百万円の「つなぎ資金」融資制度を早急に考えよ。区長 8月に対策本部を開き、鮮魚の安売

りを決めた。今後も積極的に活動させていく。融資制度の要望も強いので早速検討させる。

質問 多摩川の決壊は国の怠慢が原因だ。区独自で点検を行ったか。また、損害分を国へ要請したか。区長・助役 点検は常時国の監視員が行っている。区の被害は国へ要請できない約束なので、都に特別交付するよう要望する。

質問 国の地方交付税が都に交付されない特別措置を撤廃させよ。区が市並みになつた今がチャンスなので、都と協力して強く要請せよ。また、給食費値上げ分を国で全額補助させる努力をしたか。区長 区が直接対象ではないが十分整理して要求する。給食費の補助は要請している。



楽しく遊んだ多摩川の河川敷が、64年ぶりの大雨で冠水した。もし堤防が決壊したらと思うとゾッとす。写真=ド口沼となった区立二子玉川緑地運動場

水害の事故防止に全力を注げ 公明党

質問 第三庁舎建設構想を示せ。教育大農場跡地、玉川支所隣接地の利用方法は。区長 第三庁舎は、用地や財源確保など順次進める。用地利用はまだ検討中だ。

質問 姉妹都市ウイニペグ市との交流を活発にし、日加国際親善に役立たせよ。区長 可能な限り交流を深めていく。

都の下水道工事日程を明らかにせよ

質問 下水道工事の都実施予定を議会側にも通知せよ。準保護世帯も水洗工費を無料にできないか(共産)。下水道工事に伴う道路の不法占拠が放置されたまま。至急取り除け。また、出水止薬品に毒性があると発表されたがどう処置したか(社会)。土木部長 都の定期会議で判明したら報告する。費用の利益負担はやむを得ないが、軽減に努力する。不法占拠除去は若干時間がかかっても話し合いで解決したい。薬品には十分注意している。変化があればすぐ使用を中止する。

質問 住民が要望する側溝排水の改修は速やかに(自民)。溢水事故を何回もくり返さない技術策を示せ(共産)。土木部長 一時間三十ミリの雨に耐えるよう改修してきた。二重投資は極力避け、行政効果を考えた改良する。下水道を普及させることが最良の策だ。

消火危険地帯の改造に着手せよ 民社党

質問 当区は避難道路が少なく、しかも火災類焼率が非常に高い。とくに水利状況は二十三区の中で一番悪い。区民の安全をはかるため、区は本腰を入れるべきだ。松原・代田・北沢地区など危険度の最も高い地域の改造を早急に行え。他区では非常時にそなえ、緊急避難袋を全戸に配布している。区長・助役 人口・面積の規模が他区と比較できない大きさであり、職員数や財源が十分でないこの施策は実施できない。避難袋をつくるだけでも約六億円が必要だ。都市整備審議会でも三軒茶屋地区改造の承認を得たので、危険密集地域の避難道路づくりに勇敢に取りかかろう。

質問 事務移管に伴う財政権獲得に全力をあげよ。税制の根本的な改正を二十三区が一丸となって要求すべきだ。区長・助役 事務移管に伴う財源については、都に強く申入れをしている。都区間でこの確認書を取りかわした。二十三区が共通、共栄という考えから、すぐ法改正を行って、一般市と同じにするわけにいかない。時期をみて検討していく。

区内に運動施設をつくるのは現状では仕方がない。

区立幼稚園はすべて二年制保育を

質問 区立幼稚園を全部二年保育にできないか。また、私立幼稚園への補助が他区より大変少ない。補助額をどう算出しているのか(自民)。教育長・総務部長 四園で一クラス実施しているのを二クラスにふやす。既設園も新設園を含め順次切り替えていく。生活の実態や公立との格差などを参考に協会への補助アップをした。今後も増額していく。

質問 学童の校内事故補償を充実させよ。区独自の見舞金制度をつくれな(社会)。学校安全会へも働きかけよ(社会)。教育長 安全会へ改善を要請する。区の見舞金制度も検討する。事故をなくすことが先決なので、安全手引きを検討中だ。

質問 用賀調理場の地盤沈下の原因を調査依頼したが、その結果と区の対策は(共産)。教育長 軟弱地帯で地下層の調査が必要との結果であった。そのため、地質調査を行い、下水道・地下鉄・道路公園にも警告したい。因果関係がわかれば補償を要求する。

質問 新設施設には設置するよう各部に依頼している。葉害による難病の助成も検討中だ。浴場はセンター方式を研究している。老人会館を建設し、老人病対策も講じる。

無認可保育所・保育ママの待遇改善を 質問 家庭福祉員(保育ママ)の待遇を改

新玉川線早期開通・下水道普及めざして 交通対策・下水道促進特別委員会の活動

改正地方自治法の施行で、来春、区議会議員選挙と一緒に区長選挙が行われます。このことは、区議会が長い間特別委員会を設けて、区民とともにさまざまな活動を行った大きな成果だといえるでしょう。

区議会では、このほか「交通対策」、「下水道促進」の二特別委員会を設置しています。そこで今回は、この二つの委員会活動について紹介します。

新玉川線早期開通に全力投球

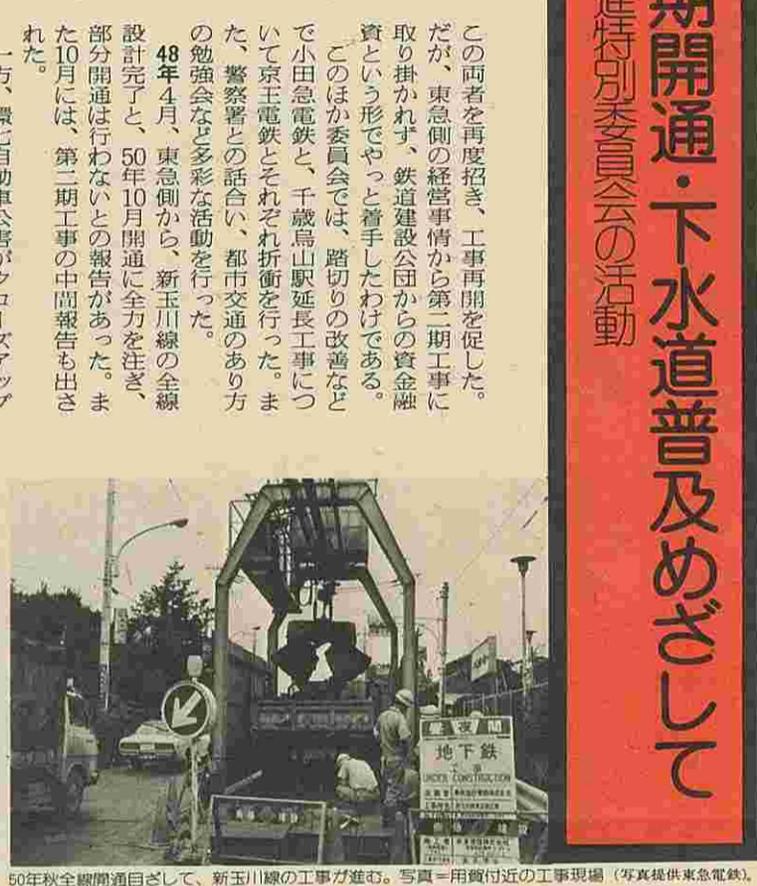
昭和46年7月、この委員会は、東急幹部と営団地下鉄、それに東京都の新玉川線工事関係者を一堂に招き、懇談を行った。

この席では、まず東急側の工事計画の説明を聞いた。地下鉄の事業決定の遅れと渋谷駅工事の分相などから、完成は大幅に遅れるという表明をめぐって、熱っぽい論議がかわされた。すなわち、48年秋の完成予定が、早くても50年秋にならないと開通の見込みが立たないという説明であった。

委員会は、10月に第一期工事の進み具合を現地視察。同時に、朝の交通混雑ぶりを前に、各委員は改めて目を見張らせた。委員会としては、一日も早く開通させるほか手がないと判断、早速12月には、東急本社運輸部に直接足を運び、工事促進の要望書を手渡した。また、国会・都議会議員にも協力を要請するなど、まさに新玉川線中心の委員会活動であった。

そのほか、小田急の幹部を招き、地下鉄九号線の工事予定をたじた。区民からの請願・陳情の処理や区内警察署と交通安全対策協議なども活発に行った。

47年になり、新玉川線工事は一時的に中断。年末になってようやく第二期工事が再開した。この間区民からは、あてにならないバスダイヤと交通ラッシュの異常ともいえる激しさに、工事促進を強く要望する投書が区議会に殺到した。そこで委員会としても1月に東急側を呼び、工事の遅れている理由をただし、2月には営団に出かけて地下鉄十一号線の工事計画を調査。さらに8月、



50年秋全線開通目ざして、新玉川線の工事が進む。写真=用費付近の工事現場(写真提供東急電鉄)

この両者を再度招き、工事再開を促した。だが、東急側の経営事情から第二期工事に取られず、鉄道建設公団からの資金融資という形でやっと着手したわけである。

このほか委員会では、踏切りの改善などで小田急電鉄と、千歳鳥山駅延長工事について京王電鉄とそれぞれ折衝を行った。また、警察署との話し合い、都市交通のあり方の勉強会など多彩な活動を行った。

48年4月、東急側から、新玉川線の全線設計完了と、50年10月開通に全力を注ぎ、部分開通は行かないとの報告があった。また10月には、第二期工事の中間報告も出された。

一方、環七自動車公署がクローズアップされ、委員会は都公安委員会に規制を要請。小田急線の区内工事を地下化する要望書も提出した。そのほか、請願箇所を何カ所も視察、児童の交通安全対策を関係機関に申し入れるなどの活動を行った。

枝線工事が大きく前進

昭和46年、二十三区で最下位を争っている下水道普及率を、早く上位に引き上げ、健康都市世田谷にふさわしい生活環境をと、

委員会が設けられた。この年は、上水道を含めた活動を行ったが、一番大きな問題は法改正で区が枝線工事を直接行えることになったことである。このことは、下水道普及を急ぐ当区にとって大きな力となった。だが、46年度末の当区普及率はわずか5.4%であった。

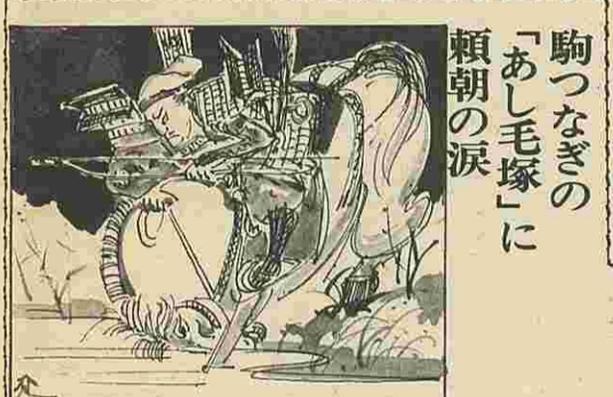
47年4月、都と区の間で枝線工事に関する基本協定が結ばれた。早速、8月の臨時会で第一号の契約議案を上げ、以後工事は急ピッチで進められた。しかし、台風による集中豪雨のため、7月には梅丘駅付近で出水事故が発生。委員会はこの問題に取り組み結果となった。現場視察や住民の補償問題、さらに一方では工事促進を都に働きかけるなど大わらわの活動を行った。結局この幹線工事は一年遅れとなった。

48年は、国の総需要抑制政策が打ち出され、下水道事業に及ぼす影響を慎重に協議。計画を絶対減らさないよう関係機関に強く働きかけた。また、普及した部分の水洗化設備の研究を行い、都・区の融資制度改善を検討した。他方、道路使用許可や不法占拠の撤去、現場付近住民のトラブルなど、新しい問題解決に努力した。

48年度末現在、当区の下水道普及率は一七%にアップ、49年度末までには二二・九%になる予定である。

せたがやの民話と伝説

文・桜井正信
絵・阿伊染徳美



駒つなぎの「あし毛塚」に
頼朝の涙

なにかおこったんだ。よろいかぶどのいかめしい大将やヤリかつぎの雑兵が、頼田用賀一上馬引沢下馬引沢と、奥州街道をせましと軍馬がすむ。

きのうも、またきょうも、まい日旗さしものを先頭に、戦にぞむ武者が、もくもくと北にゆく。

だれいとうなく、奥州の平泉に、藤原泰衡を討伐していく鎌倉武士の兵馬だという。三日目には、もつとにきにししい大将のお通りである。供の者をたくさん従えた総大将の源頼朝の晴れすがたがみえる。

ところがどうしたか、頼朝公がのっていたあし毛の馬が下馬にさしかかると、急に元気がなくなり、苦しんだ。馬は大きな目から涙をだし、重いからだをよるめかせ、沢の深みにひとり沈めてしまった。

そのとき、村の農家の姥が、頼朝公にぬかすき、馬を供養する「あし毛塚」をつく

ることを進言した。

奥州の戦をおえ、ぶじに頼朝は鎌倉にがいせんするとき、下馬にあし毛を、子の明神の森に駒をつなぎ、戦勝の報告をした。そのあと、かつての愛馬、あし毛が眠る「あし毛塚」をたずねた。

「あし毛塚は、入口がはききよめられ、もり土もまどかで、かりこみもみごとであった。

花までたむけてある。頼朝公は下馬引沢村のひとたちが、農家の姥を中心におこなった善行だと感謝した。

頼朝は村の長老を呼び出し、「あし毛塚」を供養してくれた姥にほつびを申すと、長は、姥は頼朝ががいせんすることを聞いて、よろこびまわったが、二日ほどわずらい、きのうころりと死の旅にでたことを伝えた。

頼朝公は姥がいけないことを悲しみ、この地を姥ヶ谷と名づけ、姥の名をおくったという。

ひるば

区議会だより、または区民全般に対するご意見、ご要望をお寄せ下さい。なお、編集部で掲載の内容を要約することがあります。

あて先
〒154 世田谷区世田谷四丁目21-27
世田谷区議会事務局

議員の電話番号変更
亀井重光(自民) (304) 800-1

自	民	28
社	会	9
共	産	5
公	明	4
民	社	3
無	所	1
計		50



「民話と伝説は事実とおり」

前号の「せたがやの民話と伝説」⑥、ホタルの光で女が掘る用水、は、六郷用水のことのように思われますが如何? 六郷用水のことなら、「義太夫堀」ではなく「次太夫堀」が正しいと思います。

慶長6年に、稲毛川崎の代官小泉次太夫吉次が新田開発のため、多摩川を分水して和泉村から六郷にいたる間掘鑿した用水で、農民、その恩恵を忘れぬために「次太夫堀」と称したと、新編武蔵風土記稿巻之四十九に記されています。

小生は、多摩川の近くに三十年以上住んでいますが、「義太夫堀」なる名称を聞いたことがありません。もし「次太夫堀」の誤りでなかったら、紙上でご教示を頂きたいと思えます。民話や伝説に関心を持っていますのでお伺いする次第です。

また、「次太夫堀」の工事場で義太夫節を語ることが許されたので、「義太夫堀」と呼ぶ者があったとしても、それは「次太夫堀」がそう呼ばれたことをハッキリさせた方がよいと思えます。

中町二丁目一九一六 棚田慎吾

編集後記

○奇しくも「防災の日」に起きた、多摩川の決壊は、まさに区民にとっては「寝耳に水」の重大事件でした。

○幸いにも、当区では区民の直接の被害はありませんでしたが、代表・一般質問では、各議員がこぞってこの問題の善処を要望しました。

○文化の日になんで、本号では世田谷区の文化財を考え直そうと一ページに取り上げました。都市化が進む中で、一人でも多くの理解を願うことがそのネライです。

○新玉川線の工事、下水道工事と、また区内の道路は、当分の間狭くなっています。いずれも区民が期待する工事だけに、一日も早く完成するよう、工事関係者の努力を願いたいものです。

○決算を審議する第四回定例会は、11月に開かれます。傍聴などのお問合せは、(412) 一一一 内線五九〇―五九八まで。

へ編集部から」著者の桜井教授に問合せたところ、次のような回答がありました。

お叱りをうけました。六郷用水のことは、小泉氏によって建設されたことは資料に見え、正しいのです。また小泉氏の事業は、対岸の川崎市を流れる二ヶ領用水もおなじです。(研究者川崎市高津の村田文雄氏がおります。)

ただ、「義太夫堀」はけしからぬといわれませんが、これは昭和26年に、喜多見で座談会をしたときの出席者で、古老の早川氏や田中氏からの談話を拝聴したものを利用させてもらいました。なお、文だけでなく、図柄もごさいましたし、民話や伝説には確実な資料よりも、語りになりますので、多少のデホメーションを採用することにしておりです。

「太子堂のキツネ」前々号掲載にして、やはりそうでございます。事実というよりも、土地で伝えられてきたその時代の風姿を描くことに、わたしも、絵をかく先生も精力的に仕事をさせてもらっています。土にのこる世田谷の原点をみつめ、ここに世田谷を語るようにしていきます。